

## 市ホームページバナー広告掲載仕様書

- (1) アクセス件数 約248万件（令和5年度月平均）
- (2) バナー広告の掲載位置は、市公式ホームページのトップページの中段および下部とし、掲載順はあいうえお順に表示するものとする。
- (3) 掲載期間は1箇月単位とし、連続最大12箇月掲載可能とする。
- (4) 広告掲載枠は、原則15枠を募集する。
- (5) バナー広告1枠のサイズは、縦80ピクセル×横250ピクセルおよび縦50ピクセル×横166ピクセル、100キロバイト以内で、GIF（アニメ可、透過GIF不可）、JPEG、PNG形式によるものとする。
- (6) バナー広告の配色は、他の記事との調和を図り、調整した色とする。
- (7) 毎月末を申込期限とし、翌々月以降から掲載可能とする。  
  
(例：9月15日申請分は、10月初旬に審査後、11月以降に掲載可能となる。)  
  
広告主は、南島原市広告掲載申込書（様式第1号）とバナー原稿データを総務秘書課に提出し、審査会の審査を受け、広告開始となる。
- (8) 最終校正には、広告主と総務秘書課で綿密な調整を行うものとする。
- (9) 広告掲載料は、1枠5,000円/月とする。